

| | | | |
|---|--------------|--|--|
| <p>第六十一条 (法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 前項第一号から第一号の四まで及び第六号から第十八号の三までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p> <p>6 (略)</p> | <p>改 正 後</p> | <p>この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。</p> <p>○農林水産省令第六十三号</p> <p>金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行に伴い、並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)及び農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和三年十一月一日</p> <p>農林水産大臣 金子原二郎</p> <p>農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。</p> | <p>第二百六十一条 出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 次に掲げる者の監督に関する事。</p> <p>〔イタ 略〕</p> <p>レ 金融サービス仲介業を行う者</p> <p>〔略〕</p> <p>5</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>附 則</p> |
| <p>第六十一条 (法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 前項第一号、第一号の二、第一号の三及び第六号から第十八号の三までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p> <p>6 (略)</p> | <p>改 正 前</p> | <p>この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行の日(令和三年十一月一日)から施行する。</p> <p>○農林水産省令第六十三号</p> <p>金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十号)の施行に伴い、並びに農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)及び農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</p> <p>令和三年十一月一日</p> <p>農林水産大臣 金子原二郎</p> <p>農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令</p> <p>農業協同組合法施行規則(平成十七年農林水産省令第二十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。</p> | <p>第二百六十一条 出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表第二のとおりとする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 小樽出張所及び北見出張所は、第二項各号に掲げる事務のほか、財務局の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>十二 次に掲げる者の監督に関する事。</p> <p>〔イタ 同上〕</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>5</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>附 則</p> |